

別表第2（第3条関係）

弔慰費支出基準表

区分		ご本人			親族		備考
		弔電	供花	香典(円)	弔電	香典(円) (供花)	
市職員	現職	○	○	20,000	○		
市特別職（3役）	現職	○	○	20,000	○	10,000	奄美市合併以降の在職者
	元職	○	○	10,000	○		
奄美群島町村長	現職	○	○	10,000	○	10,000	
	元職	○	○	10,000			
県内市町村長	現職	○	○	10,000	○		市長会等，本市との関連性により判断する
	元職	○					
市議会議員	現職	○	○	10,000	○	10,000	奄美市合併以降の在職者
	元職	○					
県議会議員	現職	○	○	10,000	○	10,000	原則，本市出身者や奄美群島選挙区選出者
	元職	○					
国会議員	現職	○	○	10,000	○		原則，本市出身者や鹿児島県選挙区内選出者
	元職	○					
市の各行政委員	現職	○	○	10,000	○		下記(4)により適用
	元職	○					会長等の代表歴任者
市の各委員会委員	現職	○	○	10,000	○		下記(5)により適用
	元職	○					会長等の代表歴任者
表彰受章者		○	○	10,000	○		下記(6)により適用
（名誉市民，叙勲，市政功労表彰者等）							
各種団体の代表	現職	○	○	10,000	○		下記(7)により適用
その他	現職	○	○	20,000	○	20,000	市長が市を代表し、弔意を表す必要があると認められる者に適用

※適用事項

- (1) 「親族」の範囲は，原則，1親等（血族・姻族）とする。
- (2) すべての場合において，上記支出基準の範囲内とする。「香典」は支出限度額とする。
- (3) 「供花」と「香典」の支出にあたっては，市政への功績等を勘案し対応する。
- (4) 「行政委員」は，教育委員，選挙管理委員，監査委員，農業委員，固定資産評価委員とする。
- (5) 「委員会委員」は，市が委嘱任命した審議会等の委員とする。
- (6) 「表彰受章者」は，奄美市合併以後の受章者で，市政との関連性を踏まえ対応する。
- (7) 「各種団体の代表」は，文化・スポーツ協会，消防団，商工会議所等の公共公益団体を対象とする。原則，現職に限り適用する。